

第8章 景観重要公共施設等の景観形成に関する事項

1. 景観重要公共施設等の指定方針

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の重要な景観要素の一つで、地域の景観に与える影響が大きく、良好な景観形成のために先導的な役割を担っています。

景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定することができます。

管理者の同意を得た公共施設は、「景観重要公共施設」に指定し、整備方針や配慮事項、占用の許可基準等を定め、景観計画に即した整備を行っていくこととなります。

次に掲げる公共施設については、施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、必要な基準を定め、魅力ある公共施設の整備と周辺の景観形成を推進します。

また地域の景観に与える影響が大きいが、景観法に定めがない公共施設についても、景観重要公共施設に準じた整備方針や配慮事項を定め、地域の景観に配慮した整備を推進します。

- (1) 景観的な影響が大きい大規模な公共施設
- (2) 地域のシンボルとして市民に親しまれている公共施設
- (3) 良好な景観や自然風景地に位置する公共施設
- (4) 新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設
- (5) 施設の整備と一体的な景観形成が望まれる周辺の公共施設
- (6) 景観地区および重点地区内の主要な公共施設
- (7) 電線共同溝の整備等を推進する道路
- (8) 大分市街路樹景観整備計画におけるネットワーク路線

2. 景観重要公共施設等の整備の考え方

上記の指定方針により指定された景観重要公共施設等について、以下の基本的な考え方や、施設種別ごとの配慮方針に基づき、各施設の特性や周囲の状況により、施設ごとの整備方針、配慮事項等を定め、整備を行います。

(1) 基本的な考え方

- ア 公共空間は地域景観の基本的空間として重要な要素であることから、当該地域の自然や歴史・文化等の特性を踏まえ、優れた地域景観の保全や修景、良好な景観の創出により、地域の価値を向上させる良質な公共空間を整備するように努めます。
- イ 管理者が異なる周辺施設との調整を含め、地域の一体的な景観づくりと整合を図るよう努めます。
- ウ 公共事業等の構造物等は、一般的に耐用年数が長く、不特定多数の人が利用することから、地域の景観特性に考慮するとともに、安全・安心に加え、専門家等のアドバイスを活用しながら、時間の経過に伴い風格が増すような形状、素材、色彩等の工夫に努めます。
- エ 公共施設は、法面や擁壁、舗装など多くの構造物（要素）から構成されていることから、それぞれの要素が全体として調和し、美しい景観を形成するように努めます。

(2) 施設ごとの配慮方針

①道路

- ア 景観形成の基調となる質の高い道路空間を形成します。
- イ 田園やその背後の山並み等の地域の特徴的な景観に配慮し、地域景観の土台となる道路景観形成に努めます。
- ウ 地形を尊重する計画とし、地形改変を極力抑え自然への影響の軽減に努めます。地形改変を伴う場合は、可能な範囲で、改変した箇所の自然復元に努めます。
- エ 道路を地形の起伏に沿わせ、滑らかで美しい線形を実現するなど、地域の景観資源や歴史等が効果的に認識されるよう配慮します。
- オ 街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定や樹形の維持に努めます。
- カ 標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、配置が^{ふくそう}輻輳しないように配慮します。
- キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- ク 計画的な電線類の地中化に努めます。
- ケ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

②河川、海岸、港湾

- ア 景観形成の基調となる美しい河川空間や海辺空間を形成します。
- イ 河川空間や海辺空間の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努めます。
- ウ 自然海岸の保全・修景に努めます。
- エ 港湾景観の現状を分析・評価し、港湾における良好な景観形成を推進します。
- オ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- カ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

③公園・緑地・広場

- ア 憩いや安らぎ、潤いなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地の整備に取り組みます。
- イ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインにします。
- ウ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなどの周辺景観との調和に配慮したものとします。
- エ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

④その他の公共施設

- ア 庁舎や学校施設、文化・スポーツ施設等の公共建築物についても景観に配慮した整備を進めます。